

業務管理体制

指導検査基準（平成 28 年 4 月 1 日適用）

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

業務管理体制編

(特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者)

1 業務管理体制の整備	・ ・ ・ ・ ・ 6
2 内閣府令で定める基準	・ ・ ・ ・ ・ 6
3 業務管理体制の届出	・ ・ ・ ・ ・ 6
4 業務管理体制の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 7
5 業務管理体制の変更	・ ・ ・ ・ ・ 7

(凡例)

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No	関係法令及び通知等	略称
1	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	法
2	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年6月9日内閣府令第44号）	内閣府令
3	平成28年2月15日府子本第55号 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について（通知）	府子本第55号

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評 価 事 項	評価区分
1 業務管理体制の整備	<p>1 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）は、子ども子育て支援法（以下「法」という。）第三十三条第6項又は第45条第6項に規定する義務の履行が確保されるよう、子ども子育て支援法施行規則（以下内閣府令という。）で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。</p>	<p>1 業務管理体制を整備しているか。</p>	<p>(1) 法第33条第6項、第45条第6項、第55条 (2) 府子本第55号</p>	<p>(1) 業務管理体制が整備されていない。</p>	C
2 内閣府令で定める基準	<p>2 法第55条第1項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 確認を受けている施設又は事業所の数が一以上二十未満の事業者 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。</p> <p>二 確認を受けている施設又は事業所の数が二十以上百未満の事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。</p> <p>三 確認を受けている施設又は事業所の数が百以上の事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。</p>	<p>2 内閣府令で定める基準を遵守しているか。</p>	<p>(1) 内閣府令第45条</p>	<p>(1) 内閣府令で定める基準を遵守していない。</p>	C
3 業務管理体制の届出	<p>3 特定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。</p> <p>一 その確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所（その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。）が一の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者 →市町村長</p> <p>二 その確認に係る教育・保育施設又は地域型保育事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者 →内閣総理大臣</p> <p>三 前二号に掲げる特定教育・保育提供者以外の特定教育・保育提供者 →都道府県知事</p>	<p>3 業務管理体制の整備に関する事項を区分に応じて届け出ているか。</p>	<p>(1) 法第55条第2項</p>	<p>(1) 業務管理体制の整備に関する事項を区分に応じて届け出していない。</p>	C

項 目	基 本 的 考 え 方	観 点	関 係 法 令 等	評 価 事 項	評価区分
4 業務管理体制の整備に関する事項	<p>4 特定教育・保育提供者は、法第55条第1項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、同条第2項各号に掲げる区分に応じ、市町村長等に届け出なければならない。</p> <p>一 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p> <p>三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（確認を受けている施設又は事業所の数が二十以上の事業者の場合に限る。）</p> <p>四 業務執行の状況の監査の方法の概要（確認を受けている施設又は事業所の数が百以上の事業者の場合に限る。）</p>	<p>4 区分に応じた事項を記載した届け出を、遅滞なく市長村長等に行っているか。</p>	<p>(1) 内閣府令第46条</p>	<p>(1) 区分に応じた事項を記載した届け出を、遅滞なく市長村長等に行っていない。</p>	<p>C</p>
5 業務管理体制の変更	<p>5 特定教育・保育提供者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第55条第2項各号に掲げる区分に応じ、市町村長等に届け出なければならない。</p> <p>6 特定教育・保育提供者は、法第55条第2項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届書を、変更後の区分により届け出べき市町村長等及び変更前の区分により届け出べき市町村長等の双方に届け出なければならない。</p>	<p>5 届け出た事項に変更があった時は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく届け出ているか。</p>	<p>(1) 法第55条第3項～5項</p> <p>(2) 内閣府令第46条</p>	<p>(1) 届け出た事項に変更があったにもかかわらず、内閣府令で定めるところにより遅滞なく届け出していない。</p>	<p>C</p>